



8月から高額療養費制度が見直しされました

8月から、月額自己負担上限額の引き上げと年間上限額が下表のとおり新設されました。

高額療養費制度は、保険適用される医療費自己負担額が上限額を超えた場合、申請により、その差額が支給される制度です。国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の方で支給対象となる方には、保険年金課から申請書を送付します。

☎保険年金課健康保険係 ☎049-252-7112 後期高齢者医療係 ☎049-252-7114

国民健康保険
についてはこ
ちら▼



後期高齢者医
療制度につい
てはこちら▼



適用区分 (所得要件※1)		入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) 70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上			
区分ア 〈901万円超〉	現役並みⅢ 〈690万円以上〉	270,300円+(医療費総額 -901,000円)×1% 〈140,100円〉	1,680,000円	—
区分イ 〈600万円超 901万円以下〉	現役並みⅡ 〈380万円以上〉	179,100円+(医療費総額 -597,000円)×1% 〈93,000円〉	1,110,000円	—
区分ウ 〈210万円超 600万円以下〉	現役並みⅠ 〈145万円以上〉	85,800円+(医療費総額 -286,000円)×1% 〈44,400円〉	530,000円	—
区分エ 〈210万円以下〉	一般 〈145万円未満〉	61,500円 〈44,400円〉	530,000円※2	月額上限22,000円 (年間上限216,000円)
区分オ 〈住民税非課税〉	—	36,900円 〈24,600円〉	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	25,700円 〈24,600円〉	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限 96,000円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ (一定所得以下)	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 70歳未満は基礎控除後の総所得金額等、70歳以上は課税所得を基に適用区分の判定を行います。

※2 所得が一定の基準額未満であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いします。



テレビで市の情報を発信しています

テレ玉市町村データ放送サービス

市のイベントや行政情報、防災情報などをテレビで見ることができます。

詳しくは
こちら▶



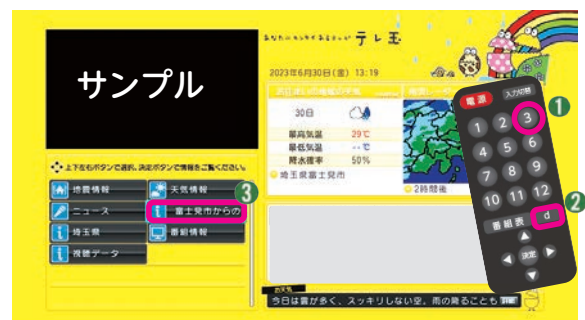
視聴方法

- ①チャンネルをテレ玉(地デジ^{チャンネル}3c h)に合わせる
- ②リモコンのdボタンを押す
- ③画面左下の一覧から「富士見市からのお知らせ」を選び、リモコンの決定ボタンを押す

※dボタンの位置はリモコンにより異なります。

※テレビの地域設定が必要です。「市町村からののお知らせ」と表示された場合は、そちらを選択してください。データ放送に未対応のテレビは利用できません。

☎シティプロモーション課 ☎049-256-9535



テレ玉画面(イメージ)



早期発見・早期治療が重要です

認知症に関する相談支援

☎高齢者福祉課 ☎049-252-7108

詳しくは
こちら▶



■ 認知症初期集中支援チームがお手伝いします

認知症の方やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症専門医、医療・介護の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」が状況に応じて適切な医療・介護サービスなどにつなげます。

支援については、高齢者あんしん相談センターまたは高齢者福祉課へご相談ください。

支援の対象 在宅で生活する40歳以上の方で、認知症またはその疑いがあり、以下のような状況にある方やその家族

- ・専門の医療機関を受診してほしいが、本人が嫌がって受診できない
- ・介護サービスを受けたいが、なかなか利用につながらない
- ・医療や介護サービスの利用方法が分からない
- ・受診や介護サービスを中断してしまった
- ・認知症の症状が強くて、介護や対応に困っている ほか

■ 徘徊高齢者等ステッカーをご存知ですか

認知症などにより徘徊^{はいかい}のある、または恐れのある高齢者などを介護している方に、市名と登録番号が印字^{うえ}されたステッカーを配布しています（無料）。靴や杖などに貼り、徘徊時の早期発見、保護、身元確認に役立てるものです。

申請が必要です。詳しくは高齢者福祉課までお問い合わせください。

詳しくは
こちら▶



■ 認知症ケア相談室

在宅で認知症の方を介護している家族が、認知症介護の技術や方法について相談できる「認知症ケア相談室」を各高齢者あんしん相談センターに設置しています。気軽にご相談ください。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター） 相談受付 月～土曜午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

名称	所在地・電話番号	担当地域
むさしの	南畑新田16-1 ☎049-255-6320	東大久保、上南畑、下南畑、南畑新田、みどり野西、みどり野東、みどり野南、みどり野北、勝瀬（勝瀬町会）、ふじみ野東1～4丁目、渡戸1～3丁目、羽沢1・2丁目、ふじみ野西3丁目の一部（勝瀬町会）、大字鶴馬（渡戸東町会）
ふじみ苑	鶴馬3360-1 ☎049-293-1168	山室1・2丁目、関沢1丁目、諏訪1・2丁目、羽沢3丁目、鶴馬1～3丁目、鶴瀬東1・2丁目、大字鶴馬（前谷町会、山室町会、諏訪1丁目町会、諏訪2丁目町会）
えぶりわん鶴瀬Nisi	鶴瀬西2-8-25 ☎049-293-8330	鶴瀬西2・3丁目、ふじみ野西1～4丁目（アイムふじみ野町会）、上沢1～3丁目、勝瀬（勝瀬西町会）
みずほ苑	関沢3-23-41 ☎049-256-7423	関沢2・3丁目、針ヶ谷1・2丁目、大字針ヶ谷、西みずほ台1～3丁目、水子（針ヶ谷1丁目町会）、大字鶴馬（鶴瀬西1丁目二葉町会、鶴瀬西1丁目西町会）
ひだまりの庭むさしの	水子1882-1 ☎049-268-5005	水谷東1～3丁目、東みずほ台1～4丁目、貝塚1・2丁目、水谷1・2丁目、榎町、水子



オレンジカフェに参加してみませんか

認知症の方やその家族、福祉・介護に関わる方、地域の方など、どなたでも介護の悩みなどについてお茶を飲みながら気軽に相談・交流できる場です（参加費100円程度、申込不要）。

詳しくは
こちら▶



名称	とき(9月～令和9年3月)	場所	問合せ
オレンジカフェむさしの「南畑こいば」	9/30(水)、11/25(水)、1/27(水)、3/24(水) 午後2時～3時	南畑公民館	むさしの ☎049-255-6320
オレンジカフェ渡戸3 (渡戸3丁目在住の方対象)	10/22(木)、12/17(木)、2/25(木) 午後1時30分～3時	渡戸3丁目集会所	ふじみ苑 ☎049-293-1168
オレンジカフェ	①9/24(木)、11/19(木)、1/21(木) ②10/22(木) 午後2時～3時	①山室集会所 ②ウエルシア富士見鶴瀬東店	えぶりわん鶴瀬Nisi ☎049-293-8330
オレンジカフェえぶりわん	9/28(月)、11/16(月)、1/18(月)、3/15(月) 午後2時～3時	高齢者いきいきふれあいセンター	みずほ苑 ☎049-256-7423
オレンジカフェ	10/20(火)、12/15(火)、2/16(火) 午後2時～3時	関沢集会所	ひだまりの庭むさしの ☎049-268-5005
オレンジカフェひだまり	9/25(金)、11/27(金)、1/22(金)、3/26(金) 午前10時～11時30分	水谷公民館	

※日時・場所などは変更になることがあります。詳しくは各高齢者あんしん相談センターにお問い合わせください。

世界アルツハイマー月間に合わせたイベントはP18参照



令和9年度小中学校入学予定の方へ

就学援助費(新入学用品費)の入学前支給

小中学校に通う子どもの保護者で経済的に困りの方に、就学援助費として、学用品費・学校給食費などの一部を援助しています。令和9年度小中学校入学予定者に対し、就学援助費のうち、入学に必要な新入学用品費を入学前の2月に支給します。

詳しくは
こちら▶



対象 申請時に市内に住民登録があり、令和9年度に小中学校に入学予定の子どもの保護者で、次の全てに該当する方

- ・経済的な理由で、子どもの小中学校就学への援助が必要な方
- ・入学時に引き続き市内に居住している方(教育事務委託地域を除く)

問 学校教育課 ☎⑥625

対象	申請期間	審査結果の通知
令和9年度 小学校 入学予定者	10/1(木)～11/30(月) ※申請書などは就学時健康 診断通知書に同封します。	1月中旬送付予定の 入学に関する書類に 同封して通知します。
令和9年度 中学校 入学予定者	12/1(火)～R9.1/8(金) ※申請書などは11月下旬に 学校を通じて配布します。	1月下旬に学校を通 じて通知します。



学校給食センターの整備に係る市民アンケート

現在、老朽化が進む学校給食センターの建替えに向けて、新しい学校給食センターをどのような施設にしていけるべきか、基本方針に定める内容の検討を進めています。学校給食に対する価値観や学校給食センターの役割などを伺い、新しい学校給食センターに備える機能などの検討材料とするため、アンケートへのご協力をお願いします。

詳しくは
こちら▶



回答方法 9月18日(金)午後5時までに、Webまたはアンケート用紙に記入し提出してください。

アンケート用紙の配布・提出場所 教育政策課、各公民館・交流センター、針ヶ谷コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ

問 教育政策課 ☎⑥613



抽選で5人の方に賞品をお届けします

市公式Instagramフォトキャンペーン

市公式Instagram「ちなみに富士見！」はアカウント開設から今年で4年目を迎えます。今回、市民のみなさんにも「ちなみに」な市の魅力を発信していただきたく、フォトキャンペーンを実施します。抽選で5人の方に、富士見市にちなんだ賞品をお届けします。

詳しくは
こちら▶



参加方法 市公式Instagram(@fujimicity_official)をフォローして、キャンペーン用のハッシュタグを付け、ご自身のInstagramアカウントで写真を投稿してください。

投稿期限 9月30日(水)まで

問 シティプロモーション課 ☎049-256-7894





ストップ！路上喫煙

路面にステッカーがある道路が、路上喫煙禁止区域です。

市では、「富士見市をきれいにする条例」で、市内3駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定し、市内全域でも路上喫煙を行わないよう努力義務を定めています。

公共の場所での喫煙は指定の喫煙場所だけにし、吸い殻の投げ捨ては火災発生の原因となりますので、絶対にやめましょう。喫煙マナーの向上による「きれいで安全なまちづくり」を進めるため、ご理解とご協力をお願いします。

問環境課 ☎049-252-7129

詳しくは
こちら▶



みずほ台駅・鶴瀬駅・ふじみ野駅周辺は **路上喫煙禁止区域(赤枠内公道)** です。



※鶴瀬駅周辺は、区画整理などで一部変更になることがあります。



9月1日から

生活道路における法定速度の引き下げ

9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられます。

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがなく、比較的狭い道路のことです。

道路標識または道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。例えば、道路標識により最高速度が時速40キロメートルと指定されている生活道路では、最高速度は時速30キロメートルではなく時速40キロメートルとなります。

最高速度規制は、交通の安全と円滑を図り、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方を守るためのものです。決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよくふまえて、安全な速度で走りましょう。

問協働推進課 ☎049-252-7121

詳しくは
こちら▶



警察庁・都道府県警察